

その後の咸臨丸

■ 3 ■

蔵謙 塚本

船期間も長く、輸送の合理化のため民間商品の輸送を認めている。

函館と松前に支店

木村万平と開拓使のかか

木村万平の支社のあった函館市
東浜町付近(現・末広町)



よって支払うこと
になっていたが、
万平は開拓使に一
部借入を申し出て
いる。この件につ
いての函館誌杉浦
権判官の東京詰へ
の回答文もある。

奥津での修復
後、再度北海道航
路に上ったが、八
月廿八日、咸臨丸
出帆に関する文書
が函館庶務掛より
東京にもたらされ
た。

咸臨丸去ル廿三

日角山縣移住人引取トシテ
寒風漂へ向出帆致候

少なかつた官用荷物

奥津で座礁した咸臨丸が
修復されているところ、開拓
使は所管船の運行に関する
改正を行っている。東京詰
より函館詰への文書に、「咸
臨丸運用法改正之趣ハ薄井
監事ヨリ委細御承知之務ト
存候」とあり、改正のねら
いは次の民部省に提出され
た文書で理解される。

風帆船咸臨丸常使管轄被
仰付候以來運用イタシ候処
回漕荷不足ノ節商人荷物ヲ
毛積合セ不申テハ官用の間
徒に滞泊ヲモイタシ其不便
利に付向後回漕船ニイタシ
官物ニ不限商人荷物ヲ毛積
合候旨昨午五月廿七日及御
達附候右二付テハ一定西船
規則ヲ以て運搬イタシ可申義
二候ハ其旨ノ御免状御渡
相成候様存候咸臨丸ノ義常

使回漕取扱木村万平へ申付 邸へ
候条商人宛ヲ以御指図相成
候様存候此段御問合旁及御
掛合候也
五月
毎月、利益金を上納
同じ文書は大蔵・外務両
省にも提出し
了解を得てい
るが、両省と
も回漕船と
し、商人荷物
を輸送し、貢
金を取ることに
難色を示し
ているが、最
終的には月々
の利益金上納
の形で木村万
平に咸臨丸の
運行取扱を許可した。

木村万平回漕取扱

なお、咸臨丸の修復は三
月中に終り、東京詰より上
総国奥津出張先の黒田順一

とあり、開拓使荷物輸送
のみでは船荷も少なく、係
し、前取扱業者当時の乗務
二千二百金余は木村万平に

民間商品の輸送認める

乗務員を一新
2 外国人雇う

わりは、前年の明治三年(一
八七〇年)六月、開拓使所
名の外人を高給をもって雇
用、船長には山口弥八、万
平名代兼運用會計として木
村清吉を附き、その他小頭、
水夫十八名が乗船する計画
書を開拓使に明治四年四月
二十二日付で提出してい
た。また新たに咸臨丸運行
に關しては船中改造を實施
する。さらに奥津での修復料

この咸臨丸最後の航行を
述べる前に「移住人引取」
のいきさつについて触れな
いわけにはいかない。

(注) 角田県は明治二年
仙南五郡を指し、角田に役
所をおいたが、四年仙台县
に併合、五年宮城県と改称
された。

(札幌白石高教諭・郷土史
家)